

Ver.070418

山口労働局

No.	☐ Check ●印：派遣元事業主からの申請又は派遣の許可と同時申請の場合に提出を要しない書類 ↓ ◎印：派遣と同時更新の場合に提出を要しない書類 ↓ ▲印：変更があった場合のみ提出。△印：従前の届出等で提出されていない場合のみ提出 ↓ ↓ ↓ ▼印：更新申請時に新たに定めない ○印：全ての事業所ごとに提出が必要な書類 ↓ ↓ ↓ ↓ 場合に提出を要しない書類 ■印： 無料の申請では該当しないもの ↓ ↓ ↓ ↓										提出部数		
											①=正本、1=写し		
											本省	局控	主控
個人の場合	他	☐ 預金残高証明書	・ 預貯金を資産とする場合 ※白色の場合は最近の納税期末、他の場合は近接する適当日				◎	①	1				
		☐ 登記事項証明書	・ 不動産を資産とする場合、土地及び建物 ※近接する適当日 ※建物登記事項証明書についてのみ 下記《その他注意事項》の3により提出不要				◎	①	1				
		☐ 不動産の評価額証明書	・ 不動産を資産とする場合 ※近接する適当日				◎	①	1				
		☐ 貸付金残高証明書	・ 上記近接する日と同一日付の証明				◎	①	1				
		☐ 有価証券証明書	・ 国公債、社債、その他確実に資産価値があるものの種類、 金額の証明				◎	①	1				
		☐ 預貯金残高証明書	・ 申請者個人が所有している預貯金の種類及び額を証明するもの				◎	①	1				
9	相手先国に関する書類 ※国外にわたる職業紹介事業を行う場合のみ提出												
▼	☐ 相手先国の関係法令及びその日本語訳	・ 職業紹介の実施が認められている根拠規定部分のみ				○		1	1				
▼	☐ 相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類	※取次機関を利用しない場合に提出 ・ 相手先国で許可等を受けている場合には、その許可証等の写し ・ 書類が外国語の場合は、その日本語訳も提出				○		1	1				
10	取次機関に関する書類 ※国外にわたる職業紹介を行う場合であって、取次機関を利用する場合のみ提出												
▼	☐ 取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及びその日本語訳					○		1	1				
▼	☐ 相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類	・ 相手先国で許可等を受けている場合には、その許可証等の写し ・ 書類が外国語の場合は、その日本語訳も提出				○		1	1				
▼	☐ 通達様式第10号	取次機関に関する申告書				○		①	1				
《手数料の納付》（許可有効期間更新申請関係書類と併せて提出）													
	☐ 手数料	【収入印紙】	18,000円分×事業所数に相当する額の「収入印紙」を提出					■			①		
《その他注意事項》													
1 提出期限は、許可の有効期間が満了する日の3か月前までです。期限を超えますと更新できませんのでご注意ください。 提出に際しては、事前に余裕を持って管轄労働局へご相談ください。 2 様式は、申請時における最新の様式を使用して下さい。（事業主の押印は不要です。） 3 法人及び建物登記事項証明書は、以下の情報を提供いただくことで管轄労働局にて確認を行いますので、提出不要となります。 確認できない場合、従来どおり提出をお願いすることがあります。 ・ 法人登記事項証明書の場合…「会社法人番号」（12桁）あるいは、「法人番号」（13桁）をお知らせください。 ・ 建物登記事項証明書の場合…建物登記事項証明書掲載の「所在」「家屋番号」あるいは、「不動産番号」をお知らせください。 4 申請内容によっては、追加書類をお願いする場合や必要書類の異なる場合があります。（グループ通算制度を採用している法人、労働組合・学校法人等会社法に基づかない法人及び基準資産の増加又は自己名義の現預金の増加を申立の場合等。） 5 ご不明な点は事業主管轄の労働局へお問い合わせ下さい。													